

# 山梨県市町村総合事務組合立 一般廃棄物最終処分場建設工事

実施方針等に関する意見・質問に対する回答

平成 26年 5月

公益財団法人山梨県環境整備事業団

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
1	実施方針	2	1. 1.1(6)	事業期間	運営・維持管理期間は20年間とありますが、20年間経過前に廃棄物物理立量が埋立容量に達した場合の契約についてご教示ください。	運営・維持管理に係る事項は、建設工事請負契約締結後に請負者と協議して、決定しますが、5年毎に契約を更新することとしており、その際に契約の見直しを行います。
2	実施方針	3	2. 2.1	事業者の募集スケジュール	提案書の提出期限と入札は同時ですか。	提案図書と同時に入札書も提出していただきます。提出期間や方法等は、入札説明書を参照ください。
3	実施方針	3	2. 2(1)1)	特定建設工事共同企業体の構成	構成員は4社とありますが、各々の出資比率について上限・下限はございますでしょうか？	上限・下限はございません。
4	実施方針	4	2. 2.2(3)1)	土木・建築を行う構成員の資格要件	平成26年度山梨県建設工事入札参加資格名簿に登録されていれば、山梨県内に営業所がなくても入札の参加資格はあるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施方針	4	2. 2.2(3)6)	土木・建築を行う構成員の資格条件	「技術士(建設部門)または技術士(衛生工学部門)の資格を有し、10年以上の廃棄物分野の実務経験を有する者を配置すること。」とありますが、配置技術者は専任となりますか	専任を求めるものではありません。
6	実施方針	4	2. 2.2(3)7)	土木・建築を行う構成員の資格条件	「建築物の設計者は、一級建築士の資格を有し、10年以上の実務経験を有するものを配置すること。」とありますが、配置技術者は専任となりますか	専任を求めるものではありません。
7	実施方針	4	2. 2.2(3)6)	土木・建築を行う構成員の資格要件	文末に配置すること。とあるが、これは現場常駐を意味するのでしょうか？もし現場常駐をするのであれば、常駐する期間をご教示下さい。	現場常駐は設定しておりません。必要な時期に、必要な期間配置して下さい。
8	実施方針	4	2. 2.2(3)6)	土木・建築を行う構成員の資格要件	技術士(建設部門または衛生工学部門)は、本工事の専任でしょうか。また、現場に常駐しなければならないのでしょうか。	専任については、No.5の回答を参照ください。現場常駐については、No.7の回答を参照ください。
9	実施方針	4	2. 2.2(3)6)	土木・建築を行う構成員の資格要件	文中の「配置すること」とは、施工現場への常駐配置を義務付けているものではないと理解しますが、現地に常駐が必要なのでしょうか。もし常駐となった場合は、常駐は設計終了時点までよいのでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
10	実施方針	4	2. 2.2(3)7)	土木・建築を行う構成員の資格要件	建築物の設計者である一級建築士は、本工事の専任でしょうか。また、現場に常駐しなければならないのでしょうか。	専任については、No.6の回答を参照ください。現場常駐については、No.7の回答を参照ください。
11	実施方針	4	2. 2.2(3)7)	土木・建築を行う構成員の資格要件	文中の「配置すること」とは、施工現場への常駐配置を義務付けているものではないと理解しますが、現地に常駐が必要なのでしょうか。もし常駐となった場合は、常駐は設計終了時点までよいのでしょうか。	No.7の回答を参照ください。
12	実施方針	4	2. 2.2(3)7)	土木・建築を行う構成員の資格要件	文末に配置すること。とあるが、これは現場常駐を意味するのでしょうか？もし現場常駐をするのであれば、常駐する期間をご教示下さい。	No.7の回答を参照ください。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
13	実施方針	5	2. 2.2(3)8)	土木・建築を行う構成員の資格要件	「土木・建築の施工現場」に配置する土木及び建築技術者の配置期間は、土木工事及び建築工事を施工している期間と理解しますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	実施方針	5	2. 2.2(3)12)	土木・建築を行う構成員の資格要件	「建築の施工現場」に配置する技術者の配置期間は、建築工事を施工している期間と理解しますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	実施方針	5	2. 2.2(4)1)	構成員の資格要件(総合評定値)	入札へ参加させて頂きたいのですが、下記の変更は可能でしょうか。 ・清掃施設工事900点以上→700点以上	変更は不可能です。
16	実施方針	5	2. 2.2(4)2)	構成員の資格要件(施工実績)	入札へ参加させて頂きたいのですが、下記の変更は可能でしょうか。 ・浸出水処理施設施工実績60m <sup>3</sup> /日以上→45m <sup>3</sup> /日以上	変更は不可能です。
17	実施方針	5	2. 2.2(4)3)	浸出水処理施設整備を行う構成員の資格要件	「浸出水処理施設整備」に配置する技術者の配置期間は、浸出水処理施設を施工している期間と理解しますが、現場での施工が始まるまでは常駐しなくて宜しいでしょうか。	技術者の配置期間は、設計及び施工の期間です。なお、当該技術者の変更は可能です。また、お見込み通り、常駐は施工が始まるまでは不要です。
18	実施方針	5	2. 2.2(4)3)	構成員の資格要件(配置技術者)	入札へ参加させて頂きたいのですが、下記の変更は可能でしょうか。 ・施設規模60m <sup>3</sup> /日以上の実績→45m <sup>3</sup> /日以上	変更は不可能です。
19	実施方針	5	2. 2.2(4)3)	浸出水処理施設整備を行う構成員の資格要件	「本施設の浸出水処理施設施工にあたり、施設規模60m <sup>3</sup> /日以上」の浸出水処理施設の設計・施工関連業務実績を有し、また、建設業法における清掃施設工事または機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有するものを配置すること」とありますが、当該技術者の配置期間とは本工事の契約期間ではなく、浸出水処理施設の実際の現場施工期間と理解してよろしいでしょうか？	No.17の回答を参照ください。
20	実施方針	5	2. 2.2(4)3)	浸出水処理施設整備を行う構成員の資格要件	No.19のご回答が「本工事の契約期間」である場合、契約期間中の「工場製作期間」と「現場工事期間」との間で、当該配置予定技術者を変更することは可能でしょうか？	資格・実績要件を満たせば、変更することは可能です。
21	実施方針	5	2. 2.2(4)3)	浸出水処理施設整備を行う構成員の資格要件	国交省通達にありますように、監理技術者の登録は、設計・工場製作期間及び施工期間とで変更が可能と考えてよろしいでしょうか。	変更することは可能です。
22	実施方針	6	2. 2.3(1)	落札者決定方法	入札公告時に、予定価格は公表されるのでしょうか？	公表します。
23	実施方針	6	2. 2.3(1)	落札者決定方法	加算方式を採用し、技術評価点のウェイトを6割以上とするなど、技術重視の事業者評価・選定を希望します。	ご意見として承ります。
24	実施方針	6	2. 2.3(1)	落札者決定方法	市場動向を踏まえた適切な単価(資材、労務等)に基づく見積をもって、予定価格の設定をお願いします。	最新の単価による価格設定とします。
25	実施方針	7	3. 3.1	その他	運営・維持管理契約の雛形があれば、ご提示願えますでしょうか。	現時点で、ございません。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
26	実施方針	9	別添資料	事業範囲図	計画地の土地の改変に伴う土壌汚染対策法に関する調査および行政手続きは工程、費用とも別途と理解してよろしいでしょうか	お見込みのとおりですが、書類作成や関係機関協議等への技術的支援をお願いします。なお、事業者の責務として土地の形質の変更等を行う場合は、この限りではありません。
27	実施方針	9	別添資料1 ①	整備段階	埋立地の設計(照査)の照査の責任範囲はどこからどこまででしょうか。	照査を行うことが責任範囲と考えます。よって、照査の結果、必要となる調査、設計内容等をご提案ください。なお、設計施工部分及び提案による部分は事業者の責任範囲となります。
28	実施方針	10	別添資料2 (4)	用地リスク	地中障害物、土壌汚染、地質・地盤のリスクを減らすためには調査ボーリング等が必要かと思いますが、当初調査をしなかった箇所で地中障害物発生等により工事遅延等が発生した場合は不可抗力リスクとなるのでしょうか？	組合等と請負者の協議により対応いたします。
29	実施方針	10	別添資料2 (3)	周辺住民対応	第三者賠償リスク(5)にあるように、金銭的な賠償は事業者の責任のもとに対応すべきと判断しますが、地元対応・説明は、組合等に行って頂く方が良いと判断しますがいかがでしょうか。	原則として組合等が対応しますが、書類作成や住民説明への技術的支援をお願いします。また、事業者が実施する業務に直接起因する事案については事業者による対応をお願いします。
30	実施方針	10	別添資料2 (8)	リスク分担表	許認可リスクで、事業者が取得すべき許認可とは何を示すのでしょうか。ご教示ください。	事業者が事業を実施する上で必要となる許認可等を示しています。現状では、土砂運搬事前協議(山梨県土砂運搬適正化指導要綱)、建築確認申請等を想定していますが、請負者の判断により必要な許認可を取得してください。
31	実施方針	10	別添資料2 (8)	許認可リスク	組合等の各種申請手続きの遅延に起因するものは、組合等がリスクを負担するとの理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
32	実施方針	10	別添資料2 (9)	交付金リスク	事業者の事由とはどういった内容でしょうか。(出来高未達成により交付金が交付されない等を想定されているのでしょうか。)	申請手続き等への請負者の非協力的な理由により交付金が交付されない場合等を想定しています。
33	実施方針	10	別添資料2 (13)	法令変更リスク	法令・税制度の新設・変更は事業者では予見できないため、これらに関するリスクは「事業者」ではなく、「組合等」だと思いますが如何でしょうか。	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるものは組合等とし、また、会社法や建設業法など、本事業に直接関連しない法令・税制の変更等は事業者とします。
34	実施方針	10	別添資料2 (13)	法令変更リスク	上記以外の法令・税制度とは何を想定されているのでしょうか。通常であれば、全て(12)に入ると判断します。	No.33の回答を参照ください。
35	実施方針	10	別添資料2 (13)	法令変更リスク	「上記以外の法令・税制度の新設・変更」とありますが、新設に関しては組合側のリスクとなるのではないのでしょうか？	No.33の回答を参照ください。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
36	実施方針	11	別添資料2 (27)	搬入量・質、処理量・質の変動リスク	流入水質に記載されていない項目は、処理方法を検討できないため、排水リスクは事業者側にはないと考えますがよろしいでしょうか。	流入水質に記載されていない項目及び流入水質を大幅に超過する場合は組合等とします。ただし、アルカリ凝集沈殿法ではカルシウムイオンの他、SS、ダイオキシン、BOD、窒素・燐、重金属、色度の除去が可能と想定しています。なお想定していない水質へのリスク低減案等があればご提案ください。
37	実施方針	11	別添資料2 (27)	搬入量・質、処理量・質の変動リスク	本項目は事業者により対応可能な範囲を超えております。したがって、大幅な超過に限らず、超過する場合、そのリスクは組合等にあるものと判断しますが、よろしいでしょうか。	No.36の回答を参照ください。
38	実施方針	11	別添資料2 (27)	搬入量・質、処理量・質の変動リスク	文中に、「大幅に超過」という記述がありますが、具体的な数量をご指定頂けないでしょうか？	具体的な数量は想定していません。組合等と請負者の協議により対応いたします。
39	実施方針	11	別添資料2 (27)	搬入量・質、処理量・質の変動リスク	運営・維持管理段階 搬入量・質、処理量・質の変動リスクについて、受入廃棄物の許容量・質等が、大幅に減少した場合は、どちらのリスクとなりますか。	大幅に下回る場合の搬入量・質、処理量・質のリスクは、事象により今後個別に協議し、決定します。
40	実施方針	11	別添資料2 (27)	搬入量・質、処理量・質の変動リスク	下回る場合のリスクも組合等にあるものと判断しますが、よろしいでしょうか。	No.39の回答を参照ください。
41	実施方針	11	別添資料2 (28)	要求水準不適合リスク	運営維持管理段階の要求水準不適合リスクに「設計・施工の不良によるものを含む」とありますが、事業スキームに記載のとおり、維持管理契約は建設JV構成員または関連企業が受託するので、設計施工の保証を引き継ぐと判断して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	実施方針	11	別添資料2 (29)	施設性能リスク	性能を確保するレベルを要求水準書に詳細に記載して頂きたく存じます。	モニタリング項目を除いて廃止基準を満足する施設であることを想定していますが、今後、建設工事請負契約締結後に技術提案の内容も踏まえて請負者と協議し、決定します。
43	実施方針	12	別添資料3	事業スキーム図	関連企業の具体的条件を御明示願います。	入札公告時に別途公表の建設工事請負契約書(案)第59条を参照ください。
44	実施方針	12	別添資料3	事業スキーム図	運営・維持管理委託契約が明確になった時点で、その条件及び内容に受託者が納得しかねる場合、受託しないことはありえるのでしょうか。またその場合のペナルティはないものと判断してよろしいでしょうか。	No.43の回答を参照ください。
45	実施方針	12	別添資料3	事業スキーム図	運営・維持管理委託契約として、「左記建設JV構成員または関連企業」の意図をご教授下さい。	設計・施工を担った企業が引き続き維持管理を行うことで、維持管理の効率化・責任の明確化等を図ります。
46	要求水準書	1	第1節	本書の位置付け	本工事の目的達成のために必要なものについて、正確な積算をするに当たり、必要と思われる項目をお示し下さい。	要求水準書に明記されていない事項は、請負者の提案によるものとします。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
47	要求水準書	1	第1節	本書の位置付け	過去に事業者から見て過剰と思われる事を要求されるケースがあり、着手時に書面にて必要事項を確認することを明記いただけませんか。	書面での明記は想定していません。
48	要求水準書	1	第2節5(1)①	本施設の設計	事業団殿が実施した実施設計を受注者が照査することになっていますが、照査の結果、設計見直しが必要になった場合の設計作業は受注者が行うのでしょうか。その場合の設計費の増額、設計変更に伴う工事費の増減等、契約金額の見直しは行われますか。	No.27の回答を参照ください。
49	要求水準書	2	第1章 第2節 5②	建築確認申請	建築確認申請は、民間審査機関を使用することは可能でしょうか。	民間審査機関を使用することは可能です。
50	要求水準書	3	第1章 第2節 5(3)	本施設の関連業務	本施設の設置者は、山梨県市町村総合事務組合と理解してよろしいでしょうか？ また、請負者が行う業務の範囲として、(3)本施設の関連業務に設置許可申請および協議に関する支援とありますが、一般廃棄物処分場の場合は「設置届」ではないのでしょうか？	お見込みのとおりです。
51	要求水準書	3	第1章 第3節 1(4)	埋立期間	埋め立て期間:約20年とありますが、埋立完了後の閉鎖、廃止の期間はどのようにお考えですか？	具体的な年数は想定していませんが、埋立完了後から廃止までの早期安定化を図るための技術提案を求めるとしております。
52	要求水準書	4	第1章 第3節 2	計画埋立廃棄物	不燃物残渣及び災害廃棄物の具体的な性状を御明示願います。	不燃物残渣の具体的な性状データはありませんが、各一般廃棄物処理施設からの鉄・アルミ等の金属系やガラス類・セトモノ類等の不燃系の処理残渣が搬入されます。また、災害廃棄物とは、災害可燃物を焼却処理した後の焼却残渣を想定しています。
53	要求水準書	4	第1章 第3節 3(1)	建設予定地の概況	「中間処理施設建設予定地には周知の埋蔵文化財が分布」とあるが、第3節3(2)には「指定文化財等に関する土地利用規制については、最終処分場建設予定地には存在していない」との記述もある。これは、文化財が出土した場合にも調査等による工事中断・遅延は考慮しないと考えて良いのでしょうか？	出土した場合は、関係機関と協議となります。
54	要求水準書	4	第1章 第3節 3(1)	建設予定地の概況	建設予定地周辺には古墳や埋蔵文化財の分布が確認されていますが、遺跡調査等による工期遅延はないと考えて良いですか。工期に影響する場合は、実施方針別添資料2リスク分担表の工事遅延リスク(23)に該当すると考えますが如何でしょうか。	お見込みのとおりです。
55	要求水準書	5	第1章 第3節3(2)	土地利用状況	建設予定地の一部が農用地区域に指定されていることについて、農転等の手続きは既に完了しているのでしょうか。	用地買収後、「農業振興地域整備計画」の変更手続きを行います。
56	要求水準書	5	第1章 第3節3(2)	土地利用状況	林地開発に関する連絡調整が必要と記載されていますが、発注者側で連絡調整を行うものと解して良いですか。	お見込みのとおりです。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
57	要求水準書	5	第1章 第3節 3(2)	建設予定地の概要	蟹沢川の付け替え工事の時期により、本工事が制限を受けることがあるのでしょうか？	お見込みのとおりです。詳細は入札公告時に示します。
58	要求水準書	5	第1章 第3節 4(1)	電気	“指定位置より”とありますが、指定位置をご教示願います。	現時点では未定です。決定次第、組合等より指定します。
59	要求水準書	5	第1章 第3節 4(2)	上水道	“笛吹市簡易水道より水道を引き込み”とありますが、上水道の取合い点をご教示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
60	要求水準書	5	第1章 第3節 4(3)	下水道	“排水は市道埋設の下水道へ接続するもの”とありますが、下水道の取合い点をご教示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
61	要求水準書	5	第1章 第3節 4(4)	雨水排水	“雨水排水は雨水排水溝にて集水し、最寄の雨水排水路へ排水する”とありますが、雨水排水路の位置をご教示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
62	要求水準書	8	第1章 第6節	官公署等への申請等	廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理施設設置届は未だ出されていないように読み取れます。一般に届出書受理から60日間は着工できないと思われませんが、如何でしょうか。	事前協議実施済み、5月中旬に提出予定です。
63	要求水準書	8	第1章 第6節	官公署等への申請等	形質変更に伴う土対法に基づく届け出はお済みでしょうか。	現場着手の30日前までに、事業団が提出します。ただし、届出に必要な資料作成の補助をお願いします。
64	要求水準書	8	第1章 第6節	官公署等への申請等	廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設申請が必要という解釈でいいのでしょうか。また、生活環境影響調査は実施済みということでしょうか？	設置届が必要です。また、環境影響評価を実施済みです。
65	要求水準書	9	第1章 第8節	事故処理	「工事による事故が請負者の責任に帰する場合は、その補償等全て請負者の負担とする」とありますが、山梨県建設工事請負契約約款の規定を否定するものではないとの理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
66	要求水準書	10	第2章	設計・施工に関する要件	「・・・事業者の提案にゆだねるものである。」とありますが、ここで指示する事業者とは「請負者」のことでしょうか？	お見込みのとおりです。
67	要求水準書	10	第2章 第1節 1(2)	基本的機能	実施設計は事業団で行われていますが、本項(1)～(9)の機能は満足した実施設計になっていると解して良いですか。	施設の維持管理に関する以外は、お見込みのとおりです。
68	要求水準書	10	第2章 第1節 1(2)	基本的機能	「地震や台風など、想定しうる外的要因」との記述で、当初調査をしなかった箇所でも土砂崩れが発生した場合は、「不可抗力リスク」となるのでしょうか？	設計・照査の技術提案、及び各施工段階において調査等が必要な場合はご提案ください。
69	要求水準書	10	第2章 第1節 1(2)	基本的事項 基本的性能	埋め立て開始から処分場の廃止までの間、とありますが埋立て終了(完了)ではないのでしょうか？ また、閉鎖の手続きは事業団様が担当されると理解してよろしいでしょうか？	施設として廃止まで健全である必要があります。また、埋め立て期間終了後の維持管理、及び閉鎖の手続きは別途協議いたします。
70	要求水準書	10	第2章 第1節 1(7)	基本的機能	「廃棄物が早期に安定化できること」とあるが、早期の具体的な期間はあるのでしょうか？	No.51の回答を参照ください。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
71	要求水準書	10	第2章 第1節 2④	既存資料	既存資料1)を貸与頂ける日程をご教示ください。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
72	要求水準書	11	第2章 第1節 3 2)	適用範囲	設計図書に明示していない事項については、「工事の性質上必要な設備等、または工事施工上当然必要と思われるものについては、原則として請負者の責任において完備しなければならない。」とありますが、「工事の性質上必要な設備等、または工事施工上当然必要と思われるもの」かどうかは事業団と協議して定めるとの理解で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。
73	要求水準書	11	第2章 第1節 6 (1), 9(3)	新品と再生材の使い分け	「6 使用機材」では新品を使用する事になっていますが、「9 環境配慮」では環境に負荷の少ない再生資材等の使用に努めるとなっています。環境負荷が少ないと考えられる場合は、常に再生資材等を使用してもよろしいでしょうか。	使用する目的及び箇所によるため、請負者の提案によるものとします。
74	要求水準書	14	第2章 第4節 2(1)	運転指導	「本施設に配置される職員」とありますが、運営・維持管理を行う事業者以外のことを指すのでしょうか。	事業者の職員に加え、組合等職員も含まれます。
75	要求水準書	15	第2章 第6節 1	瑕疵担保 基本事項	「請負者は施工のかしに加えて事業者が実施した設計のかしを担保する責任を負う」とありますが、実施設計の照査のみを行う最終処分場関連施設についても、事業者が設計の瑕疵を負うのでしょうか？	本施設の建設工事は、設計・施工一括発注方式のため、請負者は施工の瑕疵に加え、自らが実施した設計の瑕疵担保責任を負います。また、事業団が設計したものであっても、請負者は要求水準書の範囲内で瑕疵担保責任を負います。
76	要求水準書	15	第2章 第6節 3	施工瑕疵担保	引渡から長期間が経過すると瑕疵と経年劣化の判別が困難になりますので、施工における瑕疵担保期間については、山梨県建設工事請負契約約款第44条第2項の規定のとおり原則2年間(請負者の故意又は重大な過失による場合は10年間)として頂けないでしょうか？	施工における瑕疵担保期間の変更はありません。
77	要求水準書	15	第2章 第6節 3	施工瑕疵担保	p16には遮水工の施工瑕疵担保は10年とありますが、遮水シート等の修理をするための次の内容は事業者負担外と判断してよろしいでしょうか。 ・埋立物を掘り起こし移設する作業 ・修理が完了し、性能を確認した後に埋立物を戻す作業 ・修理期間中に埋立物が搬入できなくなることに対する保証 ・浸出水が漏水したことによる風評被害に対する保証	原則として、請負者の負担となります。
78	要求水準書	16	第2章 第6節 3	施工瑕疵担保	p16には施工瑕疵担保5年の記載があるが、p23第8節性能保証に「保証期間:引渡し後20年」と記載されています。どちらが正でしょうか。	施工における瑕疵担保期間は、5年とします。p23の保証期間は、定期的なメンテナンスを実施(寿命が来た部品はその都度交換)することで、20年間の機能維持を図ることができることを保証するものです。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
79	要求水準書	16	第2章 第6節 3(5)	施工瑕疵担保	ここでは、漏水検知システムが5年となっており、一方P23で保証期間が20年となっているが、両者は同じ意味合いではないでしょうか？	No.78の回答を参照ください。
80	要求水準書	16	第2章 第6節 3	施工瑕疵担保	漏水検知システムを修理するための次の内容は事業者負担外と考えてよろしいでしょうか。 ・埋立物を掘り起こし移設する作業 ・修理が完了し、性能を確認した後に埋立物を戻す作業 ・修理期間中に埋立物が搬入できなくなることに対する保証 ・浸出水が漏水したことによる風評被害に対する保証	No.77の回答を参照ください。
81	要求水準書	16 23	第2章 第6節 3(5) 第8節 1(1)	漏水検知システムの 瑕疵担保期間と 性能保証期間の違 い	瑕疵担保期間が5年、性能保証期間が20年となっており、この違いをご教示ください。	No.78の回答を参照ください。
82	要求水準書	16 23	第2章 第6節 3(5) 第8節 1(1)	漏水検知システムの 瑕疵担保機関と 性能保証期間の考 え方	漏水検知システムは電子部品を使用しているため、これらの期間よりも寿命が短い部品があります(例えば補助電源の蓄電器等)。通常の維持管理を実施(寿命が短い物は定期的に交換)しつつ、この期間の性能を維持すると考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
83	要求水準書	17	第2章 第7節 1(1) 1)	設計図書 設計照 査報告書	設計照査対象の施設については、実施設計の構造計算書を提示いただき、その内容の妥当性について照査すると理解してよろしいでしょうか？	お見込のとおりです。
84	要求水準書	17	第2章 第7節1	処分場本体及び関 連施設工事	(1)設計図書、(2)施工計画書等、(3)実績報告書、(4)竣工図書の各 項で記載されている「その他必要な図書」は何を指すのかお示し下 さい。	現時点では具体的な想定はありません。
85	要求水準書	19	第2章 第7節2	浸出水処理施設及 び管理棟工事	(1)実施設計図書、(3)起債申請関係図書など、(4)施工承諾申請図 書の各項目で記載されている「その他必要な図書」は何を指すのかお 示し下さい。	No.84の回答を参照ください。
86	要求水準書	23	第2章 第8節 1(1)	漏水検知システム 保証期間	要求水準書p15第6節3(1)に、漏水検知システムの施工瑕疵担保 期間は5年間と記載されていますが、保障期間は20年間とされていま す。この違いをご説明ください。	No.78の回答を参照ください。
87	要求水準書	23	第2章 第8節 2(1)	保証期間	次項の浸出水処理施設と同様、誤操作、天災などの不測の事故に 起因するもの等は免責と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
88	要求水準書	23	第2章 第8節 2(1)	保証期間	保証期間中、施設及び設備全般について総合的な点検を実施す るとなっておりますが、水槽内部の水等は抜いておいていただけの でしょうか。	水槽内部の水抜きは請負者の業務範囲となります。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
89	要求水準書	24	第2章 第8節 2 2)3)	浸出水処理施設	提示されている計画流入水質カルシウム濃度を除き、処理水の基準(峡東流域下水道の排除基準)に適合しています。また、流入水質が示されていない項目が非常に多い状況では、浸出水処理施設の性能保証が困難と判断されます。排除基準に示す各項目について、設計条件となる流入水質を示していただけないでしょうか？	全項目の流入水質値はありません。搬入物は要求水準書に示す埋立対象物となりますので、請負者の実績等で必要に応じて流入水質を提案してください。
90	要求水準書	25	第2章 第8節2(3)1)	性能試験	「本処分場の浸出水(原水)を利用し、本工事期間内に実施する」とありますが、工事期間内には廃棄物は埋立てないため、負荷の小さい水運転となることが前提と解して良いですか。	原水が著しく計画水質並びに水量と異なる場合及び直ちに性能試験の実施ができない場合等には、組合等と協議して決定するものとします。
91	要求水準書	27	第2章 第9節 2(6)	工事排水	「工事排水は、水質基準を確保した上で河川に排水」とありますが、蟹沢川のうち、排水場所の指定はありますか？	特にありません。
92	要求水準書	27	第2章 第9節 2(7)	保険への加入	本件工事において請負者に加入を義務付ける保険がございましたらご教示ください。	入札公告時に別途公表の建設工事請負契約書(案)の記載事項以外には義務付ける保険はありません。
93	要求水準書	29	第2章 第10節 1	県資材の使用について	主要資材となる遮水工についても山梨県内で生産製造されたもの、もしくは本店を置く資材業者からの調達ということでしょうか。	できる限り活用するものとします。
94	要求水準書	30	第2章 第11節 3	埋立開始前の水質試験	“埋立開始前に地下水モニタリング設備(2箇所の観測井及び地下水ピット)から採取”とありますが、2箇所の観測井及び地下水ピットの位置と大きさ(観測井では井戸の深さと径、地下水ピットでは内寸法と管底高とピット底の高さ)をご教示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。ただし、井戸の深さ及び径については請負者の提案によります。
95	要求水準書	37	第3章 第3節 2 表9	遮水工事 設計緒元	「主要資材の材質、形状及び規格等は、原則として以下と同等以上とする」と記載がありますが、3技術的要件(5)には、「遮水シートは、合成ゴム系・合成樹脂系の中弾性タイプのシートとする」とあります。これ以外のシートの提案も可能でしょうか？	「合成ゴム系・合成樹脂系の中弾性タイプ」からご提案下さい。
96	要求水準書	37	第3章 第3節 3(14) 表9	遮水工事 設計緒元	表9に示される水密アスファルトコンクリート下の排水層(t=20cm)については通常の路盤と同等の排水性があればよいと理解してよいでしょうか？	お見込のとおりです。
97	要求水準書	38	第3章 第3節 3(14)	遮水工事 技術的要件	漏水検知システムは、「異状時に警報等を自動で通報できる設備とする」とありますが、遮水シートの漏水検知は常時監視が必要でしょうか？もしくは、漏水検査実施時に異状が確認された場合に自動通報できればよいでしょうか？	監視方法は請負者の提案に基づき、別途、協議し決定するものとします。
98	要求水準書	40	第3章 第6節 3	技術的要求	“(5)既存地下水管からの地下水を取り込む構造とすること”とありますが、既存地下水管のルートと高さがわかる資料がありましたらご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
99	要求水準書	42	第3章 第8節 3	技術的要件	“(1)防災調整池からの放流先は、蟹沢川とし、”となっておりますが、蟹沢川の標高(EL)をご教示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
100	要求水準書	42	第3章 第9節 1(3)	基本的な考え方	水処理施設搬入道路の全体がわかる資料がありましたらご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
101	要求水準書	43	第3章 第10節 2	浸出水調整池工事 設計緒言	浸出水調整池躯体の天端高さは、計画地盤と同じ高さとするとして理解してよろしいでしょうか？	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
102	要求水準書	46	第4章 第1節 1(4)	浸出水処理施設 計画流入水質	計画流入水質の設定値に塩素イオン濃度がありますが、処理水基準には塩素イオン濃度の基準はないと理解してよいでしょうか？	計画処理水質に塩素イオン濃度の基準は設定していません。
103	要求水準書	46	第4章 第1節 1(6)	浸出水処理施設 脱水汚泥の性状	脱水汚泥の水分は85%以下とありますが、含水比でなく含水率で85%ということによろしいでしょうか？	お見込のとおりです。
104	要求水準書	46	第4章 第1節 1(7)	浸出水処理施設 処理方式	浸出水処理方式としては、生物処理および砂ろ過等の高度処理は不要と理解してよいでしょうか？	アルカリ凝集沈殿を基本とし、高度処理は不要と考えていますが、請負者の提案によります。
105	要求水準書	51	第4章 第1節 2	施設条件	耐震設計を行うこと。と記載がありますが、国交省管轄の下水道設計においては配管に関する特段の耐震設計は行っていません。今回の配管における耐震設計の基準は、どの指針を参考とすればよいでしょうか。	請負者の提案に基づき、別途、協議し決定するものとします。
106	要求水準書	53	第4章 第3節 1	浸出水緊急遮断弁	浸出水ピットの配置と大きさ(内寸法と管底高とピット底の高さ)がわかる資料がありましたらご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
107	要求水準書	61	第4章 第6節 4	汚泥脱水機	汚泥脱水機及び補機は運転稼動時間により仕様が異なります。合理的且つ経済的な提案をするため、稼動時間は受注者判断としたほうがよいと判断しますがいかがでしょうか。	請負者の提案によります。
108	要求水準書	61	第4章 第6節 5	脱水ケーキホップ	ケーキホップは搬出車により容量が異なるため、搬出車の大きさを御明示願います。	ホップ容量、搬出車両は請負者の提案によります。
109	要求水準書	65	第4章 第8節	給水設備	“受水槽の設置箇所は、別紙資料参照。”とありますが、別紙資料が見当たりません。別紙資料をご教示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
110	要求水準書	68	第4章 第10節 1(3)	構造計画	浸出水処理施設の構造設計をするにあたり、水槽部分は建築仕様で宜しいでしょうか。	提案内容により関係機関と協議して決定します。
111	要求水準書	70	第4章 第11節 3	土工事	浸出水処理施設の計画地盤高さが想定できるような資料がありましたらご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
112	要求水準書	70	第4章 第11節 4	基礎工事	浸出水処理施設、管理棟建設地の土質柱状図がありましたらご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
113	要求水準書	70	第4章 第11節 5 1)	コンクリート工事	「コンクリートの設計基準強度はRCの場合21N/mm <sup>2</sup> 、24N/mm <sup>2</sup> とする」とありますが、27N/mm <sup>2</sup> 以上のコンクリートは採用できないという理解で宜しいでしょうか。	以下のとおり訂正します。 コンクリート設計基準強度は、鉄筋コンクリート[21N/mm <sup>2</sup> 以上]、無筋コンクリート[18N/mm <sup>2</sup> 以上]とする。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
114	要求水準書	70	第4章 第11節 6 1)	鉄筋工事	「鉄筋はSD295A, SD345とする」とありますが、SD390、SD490の採用はできないという理解で宜しいでしょうか。	事業団と協議の上でSD390、SD490等を採用することは可能です。
115	要求水準書	74	第4章 第11節 13 3)	給水設備	市道埋設の本管位置をご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
116	要求水準書	74	第4章 第11節 13 4)	排水設備	浸出水処理施設及び管理棟の生活排水は、下水道へ排水ですが下水道の位置がわかる資料がありましたらご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
117	要求水準書	75	第4章 第11節 14(1) 2) ②	管理事務室	「職員8名程度」とありますが、発注者のことでしょうか。	事業団職員のことです。なお、執務スペース等は、請負者の提案により協議の上で決定します。
118	要求水準書	82	第4章 第12節 2(4)	遠隔警報通信設備	「事業団指定場所」とありますが、具体的にどこを指すのでしょうか。	管理棟の管理事務室内を想定していますが、請負者提案によります。
119	要求水準書	85	第4章 第14節 1(2)	設計諸元(洗車場)	“平面図、構造図は添付図面を基本とする”とありますが、添付図面が見当たりません。添付図面をご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
120	要求水準書	85	第4章 第14節 1(3)	技術的要件	“3)高圧洗浄機は”以降で文章が途切れております。文章の続きをご教示願います。	「洗車場付近に屋外型可搬式高圧洗浄機1台を配置し、その電気配線、給水配管を見込むこと」と記載します。
121	要求水準書	85	第4章 第14節 2	環境モニタリング設備	“モニタリング井戸の設置場所は添付図を参考に事業団の承諾を得ること”とありますが、添付図が見当たりません。添付図をご提示願います。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
122	要求水準書	85	第4章 第14節 1(3)	技術的要件	3)高圧洗車機は の以降の文章をご教示ください。	No.120の回答を参照ください。
123	要求水準書	87	第4章 第16節 2	防火設備設置工事	防火設備として消火栓を設置するとなっておりますが、吸管投入口だけではいけないでしょうか。	ご意見として承ります。
124	要求水準書	90	第5章 第4節 3(1)	技術的要件	「参考図書を参考に」とありますが、参考図書名をご教示下さい。	位置図・図面・参考図・参考図書の公表は入札公告時に示します。
125	要求水準書	90	第5章 第5節 2	設計諸元	上流地下水観測井戸、直下流地下水観測井戸、下流地下水観測井戸の位置と大きさ(井戸の深さと径)がわかる資料がありましたらご提示願います。	No.94の回答を参照ください。第4章第14節2に統合して記載します。
126	要求水準書	92	第6章 第3節 2	建設発生土	指定された場所とは、P27第9節2(5)に明記されている2箇所または、P70第11節3土工事5)に明記されている4.5km圏内と考えてよろしいですか？	お見込のとおりです。

No.	種類	頁	項目	箇所	意見・質問事項	回答
127	要求水準書	93	第7章 第1節	目的	「本施設の運営・維持管理業務は、設計・施工段階だけではなく、運営・維持管理段階においても設計・施工業者が一定の責任を負うことを明確化し、長期包括的に施設全体の運営を管理することを目的とする。」とありますが、設計・施工業者が負うとする一定の責任について具体的にご教示ください。	埋立期間中における施工を要因とする不具合等を想定しています。なお、No.75の回答を参照してください。
128	要求水準書	93	第7章 第2節 1	運営・維持管理事業者	事業者は、設計・建設工事請負契約を締結する特定建設工事共同企業体またはその構成員とする。と記載がありますが、地元土建業者または水処理メーカー単独で受託することは可能でしょうか。その場合、漏水等のトラブルが生じると、責任が不明瞭にならないでしょうか。 またトラブルが生じた場合の二次損失費用(ゴミの外部搬出費、風評被害等)の支払いは、組合等にあると判断してよろしいでしょうか。	維持管理の契約者は入札公告時に別途示す建設工事請負契約書(案)を満たした上で、請負者との協議により決定します。また、トラブルの損失費用の支払いは、事象により今後個別に協議し、決定します。
129	要求水準書	94	第7章 第2節 1	運営・維持管理事業者	事業団と運営・維持管理契約を締結する事業者の要件について、実施方針の別添資料3では「建設JV構成員または関連企業」と記載されています。「関連企業」とは、事業団と建設JVが適切と認め、設計・施工に関与した第三者、もしくは、この第三者と建設JVの構成員とによる共同企業体を指すものと考えて良いでしょうか。	維持管理の契約者は入札公告時に別途示す建設工事請負契約書(案)を満たした上で、請負者との協議により決定します。
130	要求水準書	94	第7章 第2節 4(2)	運営・維持管理業務内容	「本要求水準書に示す項目以外においても、本施設の運営を実施する上で必要と思われるものについては、事業者側の業務範囲とする。」とありますが、「本施設の運営を実施する上で必要」かどうかは事業団と協議して定めるとの理解で宜しいでしょうか？	お見込のとおりです。